

論点④ 議会と市民の関係

議会基本条例第3章「議会と市民の関係」

課題1 情報の発信

「ぎかいだより」のあり方	
① 意見の集約	<ul style="list-style-type: none">・「ぎかいだより」は、議会の活動を広く周知する目的で発行しているが、何を市民に周知すべきなのか、という議論が不十分である・多くの市民に読んでもらうためには、議会が「知らせたい」ことと、市民が「知りたい」ことを一致させる必要がある・「ぎかいだより」は、議会の「見える化」「見せる化」をすすめるための重要なツールであるが、他のツール（HP、映像中継、フェイスブック等）との関係が整理されていない・デザイン等を専門業者に委託するなど、見やすい紙面づくりに取り組む必要がある
解決の方向性	<ul style="list-style-type: none">・議会が「知らせたい」ことを整理する・紙面を使ったアンケートや市民意見交換会等を通じて、市民が「知りたい」ことの把握を行う・「見える化」「見せる化」のツールとしての「ぎかいだより」が果たすべき役割や機能を整理する・上記の取り組みをベースとして、掲載内容や方法等も含めた「ぎかいだより」のあり方についてゼロベースで検討する・デザイン等の専門業者への委託について検討する

課題2 市民意見交換会

地域別市民意見交換会の開催方法	
①	<p>意見の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの人の参加と意見交換の活発化を図るためには、更なる工夫が必要である（テーマの設定、開催時期・開催時間・開催場所の見直し、参加者の限定等） ・ テーマを設定することにより、参加を呼びかける範囲の明確化、参加者の増加、意見交換の活発化等が期待されるが、設定するテーマによっては委員会が行う分野別市民意見交換会（委員会における政策形成サイクル上の調査・研究事項）とのすみわけが困難になるという懸念もある ・ 地域別市民意見交換会においては、サイレントマジョリティ（声なき声、物言わぬ大衆）の声を聞く機会としての視点が重要である ・ 地元議員の不参加については、地域の細かな話に対し、内容が理解・回答できない等の意見があるなか、平成27年度において地元議員に配慮しないなかで開催したが、特に問題はなかった ・ 地元議員の参加については、議会基本条例において「議員は一部の地域や団体の代表者にとどまらず」としている点、議員活動とのすみわけという点も考慮して検討する必要がある <p>解決の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマの設定、開催時期・開催時間・開催場所の見直し、参加者の限定、サイレントマジョリティの声の把握等といった視点からさまざまな手法について検討しながら、有意な取り組みについては「まず、やってみる」という姿勢のもと、PDCAサイクルをまわし、より良いものへとつなげていく ・ 地元議員の参加については配慮しない
地域別市民意見交換会の議会活動への活用等（市民への回答も含めて）	
②	<p>意見の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会基本条例において、広報広聴は「市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させる」ために行うとしており、地域別市民意見交換会もその趣旨に沿ったものでなければいけない ・ さまざまな意見（市や議会の現状・考え方の確認、市や議会に対する要望、行政課題の提起等）が出されるため、出された意見の取扱いについて、あらかじめ一定のルール（その場で回答、理事者への確認後回答、議会で取扱いを検討後回答等）を設け、参加者と共有したうえで、意見交換をすすめる必要がある

		<ul style="list-style-type: none">・ 出された意見を議会活動に活かす仕組み、その場で回答できなかった意見や市政・議会活動への反映状況等を市民にフィードバックする仕組みづくりが必要である
	解決の方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 出された意見に対する地域別市民意見交換会での取扱い、出された意見の議会活動での活用や市民へのフィードバック方法等について、一定のルール等を設ける

課題3 請願・陳情の審議

		陳情への対応	
①	意見の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情の取り扱いの流れが、「受理（議長）～（議会報告）～広報広聴委員会の振り分け～所管委員会での協議」となっているなかで、大半の議員が委員会協議の段階で初めてその内容を知るというのが現状であり、意見陳述等の仕組みの活用、委員会協議の充実という観点からみると、議員、とりわけ所管委員長が早い段階でその内容を理解できる仕組みが必要である ・ 意見陳述等の実施にあたっては、陳情者に対する一定の配慮も必要である ・ 陳情者の思いや考えを聞く方法のひとつとして、分野別市民意見交換会をもっと活用すべきである ・ 陳情に対する議会の協議結果（対応等）を陳情者にフィードバックする取り組みが必要である ・ すべての陳情者が陳情に対する議会の協議結果（対応等）の報告をもとめているとは限らない 	
	解決の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 陳情を受理する際には、所管委員長等も同席し、陳情の背景や内容を把握するとともに、委員会での意見陳述や分野別市民意見交換会等の実施について陳情者と協議する ・ 陳情を受理した段階で陳情の写しを議員全員に配付する ・ 議会の協議結果（対応等）を陳情者にフィードバックする取り組みのひとつとして、陳情者に対し陳情の協議を行う委員会の日時を周知する 	
		請願への対応	
②	意見の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願という制度について十分な周知がされていない 	
	解決の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知する 	

積み残し事項

※平成26年度のワーキンググループ報告、平成27年度での議論のなかで浮かび上がった課題等のなかで

視点1 市民との情報共有や意見交換は行われているか

- ・ 議会中継の拡大
- ・ 委員会における分野別意見交換会の全議員への周知

視点2 市民参加・市民協働の取り組みは行われているか

- ・ 専門的識見等の反映
- ・ 市民とともに学ぶ機会の創出